

**新型コロナウイルス感染症による家計急変
「事由発生に関する証明書類」に関するQ & A
【令和4年4月1日版】**

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした給付奨学金（家計急変採用）の申請にあたり、多くお問合せいただいている事項について、令和3年4月1日版（令和3年6月1日改訂）のQ & Aを掲載しておりましたが、令和4年度版として以下のとおりとりまとめました。

Q 1 新型コロナウイルス感染症の影響を事由として給付奨学金（家計急変採用）に申請したい。事由として認められる証明書とは何か。

A 1 文部科学省や独立行政法人日本学生支援機構が別に例示しているものをはじめとする、国・地方公共団体又はその他の公的機関が実施している新型コロナウイルス感染症の影響に対する各種公的支援の証明書です。具体的には、独立行政法人日本学生支援機構のホームページ※を参照してください。

※URL :

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html

Q 2 なぜ、公的支援の証明書が必要なのか。

A 2 給付奨学金（家計急変採用）の支援を迅速に行うため、審査をできる限り簡略化することを目的としています。他の公的支援を受けていることをもって生計維持者の家計が新型コロナウイルス感染症の影響によって急変したとみなすことで、真に支援を必要とする方への支援を可能な限り速やかに行います。

Q 3 収入は減少しているが、利用する公的支援には支援を受けるにあたって審査がない等、認められる証明書（A 4の(1)～(3)を全て満たすもの）をどうしても用意することができない。給付奨学金（家計急変採用）に申請することはできないのか。

A 3 収入が大幅に減少していることを申告する所定の様式※に用意できない事情を記入して提出いただくことで、公的支援の証明書に代えられる場合があります。その場合、必要な収入証明書類は、公的支援の証明書を提出する場合と異なりますので、詳細は独立行政法人日本学生支援機構のホームページ※を参照してください。

※URL :

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html

また、この方法で申請する場合は必要に応じて状況の確認をさせていただくことがあるほか、支援開始までに通常よりも審査時間を要することがあります。

Q 4 事由として認められる公的支援の証明書の例^{*}は、どのような基準で選定されているのか。

※URL

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html

A 4 以下の基準をもって選定しており、下記(1)～(3)を全て満たしているものを例示しています。

なお、例示している制度は、下記(1)～(3)を満たすもののうち、新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として、経済産業省や厚生労働省により紹介されているものであり、全ての制度を掲載しているわけではありません。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。

(3) 当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

Q 5 例示されている証明書の一覧にないものであっても、認められることはあるか。

A 5 その公的支援の考え方がA 4の(1)～(3)を全て満たせば、認められます。

Q 6 新型コロナウイルス感染症の影響により新設又は拡充された公的支援を受けたが、制度名等に新型コロナウイルス感染症について触れられていない。証明書として認められるか。

A 6 制度の名称に関係なく、その公的支援の考え方がA 4の(1)～(3)の全てを満たせば、認められます。

Q 7 公的な法人とされている機関が設けた、新型コロナウイルス感染症の影響による特例制度を利用した。証明書として認められるか。

A 7 行政庁が認可^{*}することを要件としている公益法人は「国・地方公共団体及びこれに準ずるもの」となるため、A 4の(2)及び(3)を満たせば対象となります。

※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条及び第5条に基づく認可・認められないものの例：JR北海道の乗車券の払戻し 等

Q 8 民間の機関が実施している支援については、証明書として認められるか。

A 8 国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているものでなければ認められません。なお、新型コロナウイルス感染症による影響で家計は急変しているが、証明書を用意できない場合の取扱いは、A 3を参照してください。

・認められないものの例：銀行に対する借入金の返済の猶予、ガス・電気料金の猶予等

Q 9 水道・電気・ガス料金の猶予をしてもらっているが、その猶予証明書を公的支援の証明書として提出することは可能か。

A 9 水道料金の猶予は審査の有無を自治体に委ねているため、対象外としております。また、電気・ガス料金の猶予についても、その証明書を公的支援の証明書として提出することはできません。ただし、電気・ガス料金の猶予は緊急小口資金の貸付けを受けている者を対象としており、緊急小口資金の貸付決定通知書は新型コロナウイルス感染症の影響による公的支援の証明書として認められます。なお、新型コロナウイルス感染症による影響で家計は急変しているが、証明書を用意できない場合の取扱いは、A 3を参照してください。

Q 10 その他の公的機関の定義のうち、「又はそれらに類するもの」とは、具体的には何か。

A 10 社会福祉協議会、信用保証協会等を想定しています。

Q 11 新型コロナウイルス感染症の影響で収入等が減少したが、受けている公的支援は新型コロナウイルスの影響でなくても受けることができ、証明書には新型コロナウイルス感染症の影響であることが一切書かれていない。証明書として認められるか。

A 11 新型コロナウイルスの影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由として認めているものでなければ、原則として認められません。なお、新型コロナウイルス感染症による影響で家計は急変しているが、証明書を用意できない場合は、A 3を参照してください。

・認められないものの例：雇用保険の失業給付（自発的退職）等

Q 12 新型コロナウイルス感染症の影響を理由に公共料金の猶予制度を利用したが、申し出のみで特に審査等はなかった。証明書として認められるか。

A 12 当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことをもって審査を行ったものではない制度は、認められません。なお、新型コロナウイルス感染症による影響で家計は急変しているが、証明書を用意できない場合は、A 3を参照してください。

・認められないものの例：NHKの受信料の猶予、NTTの電話料金の猶予等

Q13 例示されている公的支援の証明書とは、具体的にはどのようなものか。

A13 たとえば、以下ようになります。いずれもコピーを提出してください。なお、申込書は単独では証明書として認められませんが、場合により、申込書の写し等を求める場合があります。

制度名	証明書の名称
緊急小口資金の貸付け	貸付決定通知書（通知が発行されない場合は、借用書と振り込まれたことが確認できる通帳のコピー）
新型コロナウイルス感染症特別貸付	借用証書
小学校休業等対応支援金	支給決定通知書
国税の納付猶予	納税の猶予許可通知書（申込書の写し等を求める場合があります）
持続化給付金	給付通知書
月次支援金	給付通知書
家賃支援給付金	給付通知書